

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

令和4年12月23日から令和5年1月30日までパブリックコメントを募集したところ、1件のコメントをいただきました。お寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	一般的に IFRS ではサープラスリリーフのような再保険取引はその効果がなくなるため、連結 SMR における連結中核的支払余力について、こうした取引を実施していたとしても IFRS における純資産に未償却出再手数料が含まれていないケースが想定されますが、この場合は未償却出再手数料の残高は（IFRS の純資産に未償却出再手数料が含まれないため）控除されない、という理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。